

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の 変更（案）について

令和3年（2021年）10月
都市景観部 都市景観課



次 第

- (1) 歴史的風致維持向上計画とは
- (2) 取組の成果（上半期）
- (3) 中間評価の結果の概要
- (4) 計画の変更（案）の概要
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) 意見公募（パブリックコメント）の実施概要

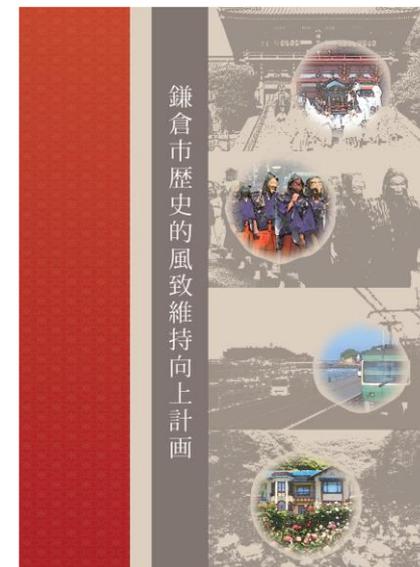


歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致維持向上計画

- 全国各地で町屋等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつあります。（所有者の高齢化、人口減少、担い手の不足等）
- そうした中、「歴史まちづくり」を推進するため、平成20年11月に「**地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律**」（通称・**歴史まちづくり法**）が施行され、国の支援制度が整備されました。
- 歴史まちづくり法に基づく制度を活用し、まちづくりを進めるためには「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受ける必要があります。

- 鎌倉市歴史的風致維持向上計画は、市の基本計画に位置付けのある「歴史的遺産と共生するまちづくり」を推進するため、市で策定し、平成28年1月に国の認定を受けたものです。
- 本計画では、平成28年度から令和7年度までの10年間で計画期間とし、歴史的風致の維持向上に関連する構成事業を位置付け、これらの事業を推進することとしました。



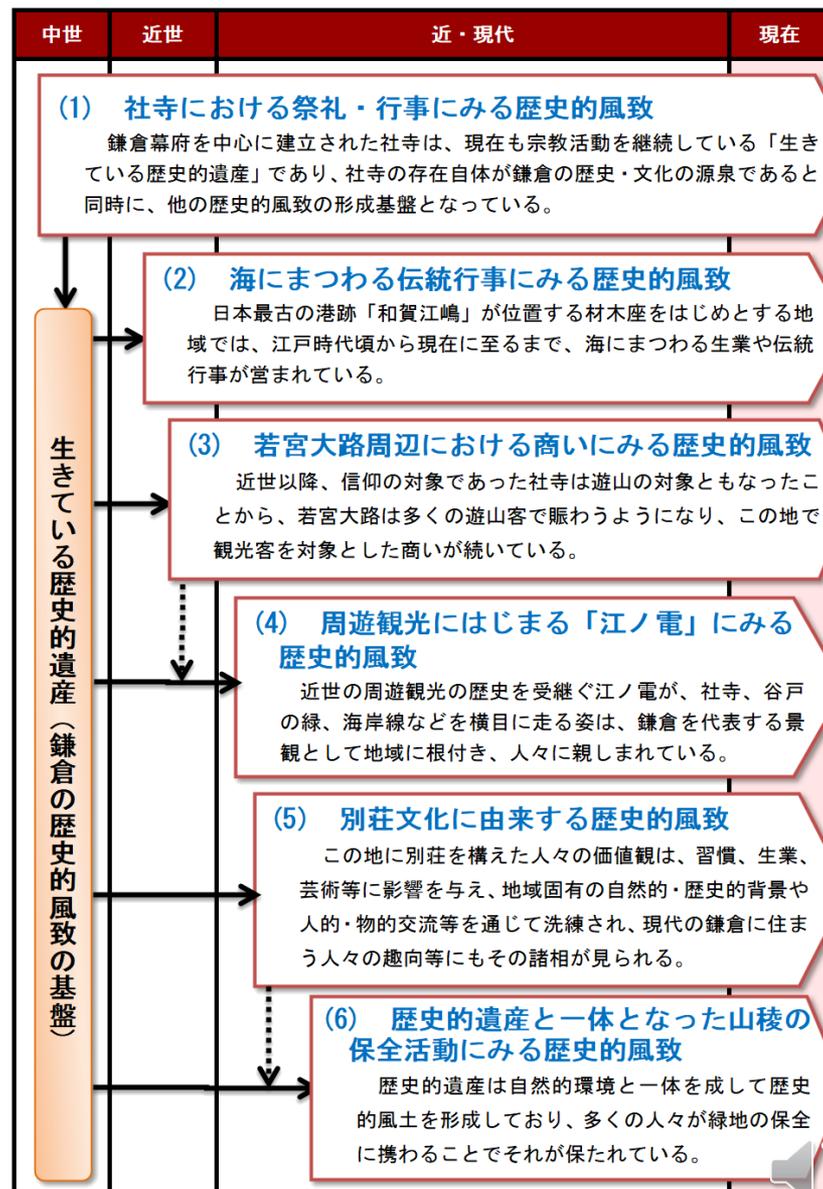
歴史的風致維持向上計画とは

6つの歴史的風致

【歴史的風致の概念図】



- 歴史まちづくり法では、このように一体となって形成されてきた市街地の良好な環境を「歴史的風致」と定義しています。
- 鎌倉では、中世からの都市形成の過程で、社寺や別荘建築など、様々な歴史的遺産が生まれ、これらを舞台に祭礼行事や生活が営まれています。
- 歴史的風致維持向上計画では、まちの情緒や風情を醸し出し、良好な市街地環境を形成する要素の中から、**6つの歴史的風致**を定めました。



【鎌倉市における歴史的風致の構成】

歴史的風致維持向上計画とは

25の構成事業

- 本計画では、「6つの歴史的風致」の魅力に一層の磨きをかけるため、歴史まちづくりに関連の公共施設等の整備と適切な管理に関する**25の構成事業**を位置付け、これらの事業を推進してきました。



その他重点区域内又は市内全域で実施する事業

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| 1-1 景観重要建築物等助成事業 | 3-6 古都保存法施行 50周年記念事業 |
| 1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業 | 4-2 発掘調査速報展事業 |
| 2-1 交通需要マネジメント事業 | 4-3 出土遺物庁舎内展示事業 ※ |
| 2-3 社寺境内公衆トイレ改修・整備事業 | 4-4 史跡環境整備事業 |
| 2-4 歩行環境改善事業 | 4-5 文化財保存・修理助成事業 |
| 3-1 樹林維持管理事業 | 4-6 文化財調査・整備事業 |
| 3-2 緑地維持管理事業 | 4-7 観光案内板整備事業 |
| 3-3 緑地保全事業 | 5-2 郷土芸能普及啓発支援事業 ※ |
| 3-4 風致保存会助成事業 | 5-4 教育情報事業 |
| 3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業 | ※4-3、5-2については、上記地図上に記載した場所以外 |

でも実施の可能性あり。

取組の成果（上半期）

完了した事業

上半期（5年間）では、次の**4つの事業が完了**しています。

古都保存法施行50周年記念事業 （平成28年度完了）



古都保存法施行50周年記念誌の発行



里山フェスタの開催

（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備事業 （平成28年度完了）



鎌倉歴史文化交流館の外観



建物外観と谷戸の風景

史跡永福寺跡環境整備事業 （平成29年度完了）



展望台から二階堂・薬師堂の基壇を望む



復原された苑池

鎌倉彫振興事業所整備事業 （平成29年度完了）



鎌倉彫資料館の外観



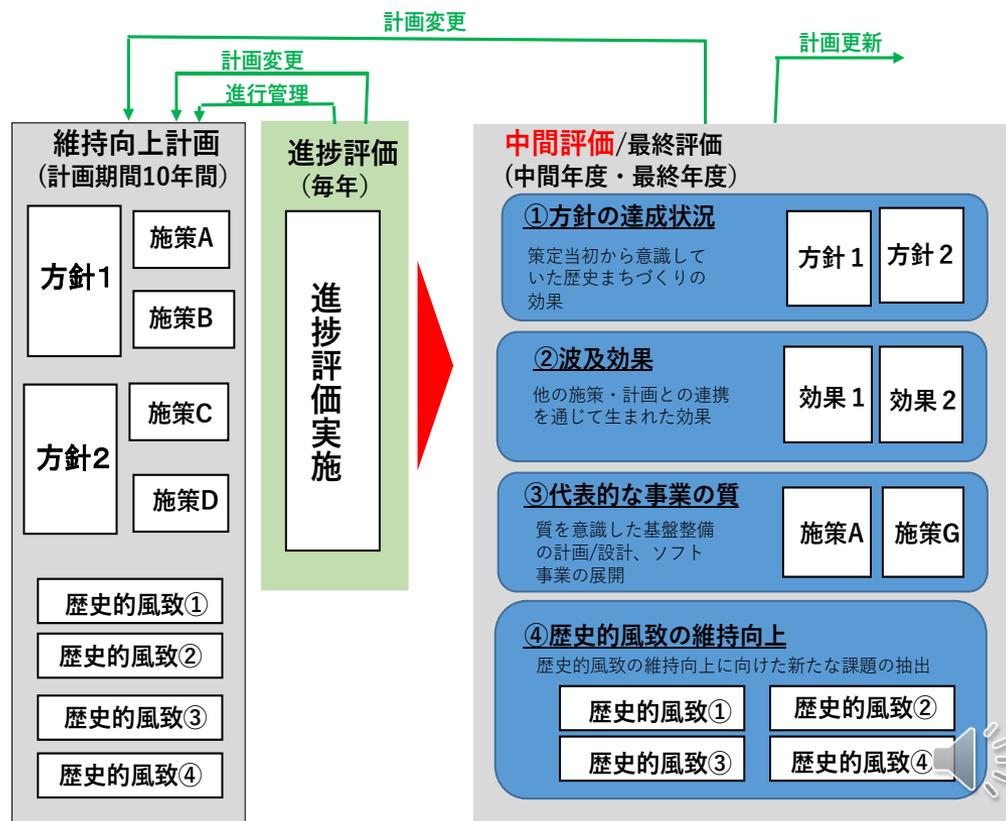
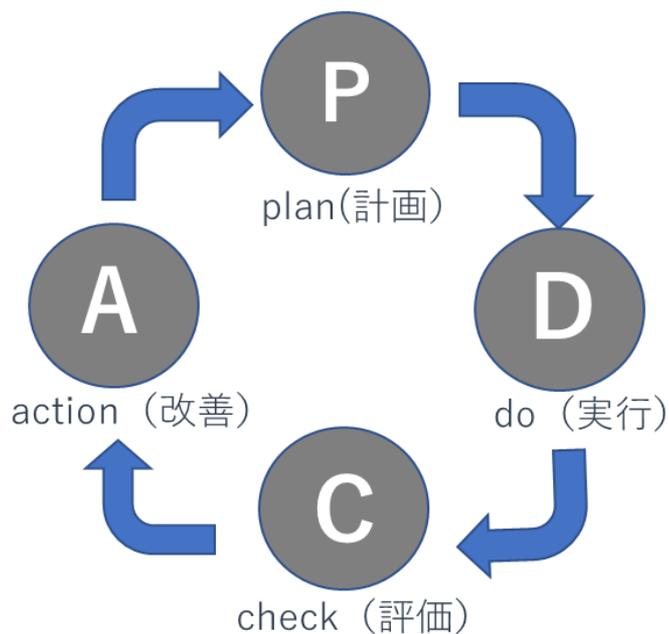
整備後の建物の様子



中間評価の結果（概要）

計画評価の考え方

- これらの事業については、**毎年度、進捗状況の評価**を行うとともに、令和2年度には、10年間の計画期間の中間年度を迎えたことから、中間評価を実施しました。
(PDCAサイクルを活用した計画評価)
- **中間評価**では、計画期間の上半期を対象に、計画の達成状況を評価するとともに、今後の課題を抽出し、各課題の解決に向けた対応の検討などを行いました。



中間評価の結果（概要）

計画の見直しの方向性（中間評価による）

- 構成事業の遅延の原因
「事業財源の不足」と「人的な課題」
- 対応策
「国支援事業（街なみ環境整備事業等）の活用」と「官民連携の強化を図る」

加えて、次の取組を進めることとしました。

- 既存事業の一部見直し
これまで進捗状況が思わしくない事業の内容の見直しを行う。
 - ア 「歩行環境改善事業」（取組中・進捗が困難）
 - イ 「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」（未着手）
- 新規事業の追加
次の事業を新規に追加する。
 - ア 「若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用等」
 - イ 「鎌倉市屋外広告物条例の制定・運用」
 - ウ 「鎌倉市にふさわしい博物館事業（同基本計画等策定・推進）」
 - エ 「博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携」
- 重点化を図り事業を推進
優先的に実施が必要な事業として、次の事業を重点化し推進する。
 - ア 「文化財の保存活用の推進（史跡環境整備事業）」
 - イ 「歴史的建造物の整備と利活用の推進（歴史的風致形成建造物保存整備事業）」
 - ウ 「周辺市街地の環境整備（公衆トイレ・案内板等）の推進」
 - エ 「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくりの実現の推進」
 - オ 「古都の歴史的景観を構成する樹林の適切な維持管理の推進」



計画の変更（案）の概要

29の構成事業

○中間評価の結果を踏まえ、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の一部を変更し、6つの歴史的風致の維持向上を図るため、下半期（令和3年度～7年度）は、歴史まちづくりに関連の公共施設等の整備と適切な管理に関する**29の構成事業**を計画に位置付け、これらの事業の推進を図ります。

重点区域内又は市内全域で実施する事業＝29の構成事業

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1-1 景観重要建築物等助成事業 | 3-6 古都保存法施行50周年記念事業（事業完了） |
| 1-2 史跡永福寺跡環境整備事業（事業完了） | 4-1 （仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備事業（事業完了） |
| 1-3 扇湖山荘庭園防災工事事業 | 4-2 発掘調査速報展事業 |
| 1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業 | 4-3 出土遺物庁舎内展示事業 |
| 2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり（交通需要マネジメント）事業 | 4-4 史跡環境整備事業 |
| 2-2 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業 | 4-5 文化財保存・修理助成事業 |
| 2-3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業 | 4-6 文化財調査・整備事業 |
| 2-4 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備（歩行環境改善）事業 | 4-7 観光案内板等整備事業 |
| 2-5 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業 | 4-8 博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業 |
| 2-6 屋外広告物条例制定・運用事業 | 4-9 鎌倉市にふさわしい博物館事業 |
| 3-1 樹林維持管理事業 | 5-1 鎌倉彫振興事業所整備事業（事業完了） |
| 3-2 緑地維持管理事業・ 緑地維持管理計画推進事業 | 5-2 郷土芸能普及啓発支援事業 |
| 3-3 緑地保全事業 | 5-3 御霊会助成事業 |
| 3-4 鎌倉風致保存会助成事業 | 5-4 教育情報事業 |
| 3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業 | |

※赤文字は、「既存事業の一部見直し」を行う事業

※青文字は、「新規事業として追加」する事業

※緑文字は、「既存事業のうち、優先性の高い事業として重点化し推進」する事業

計画の変更（案）の概要

既存事業の一部見直し

歩行環境改善事業

○事業名称の変更

- ・「**歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業**」に変更

○事業内容の変更

- ・単一の道路の歩行環境の改善を行う事業から、地域に展開する**歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を面的に構築する事業**に変更する。
- ・ルート上に、道しるべ・道程を示す案内板・道路名板などを設置し、道路の美化等の整備に取り組むことで、**歴史的遺産等の一体的な整備・運営**を目指す。



美装化予定の荏柄天神参道



頼朝の墓周辺の市道



道程を示す案内板など



道路名板



路面の案内板



観光案内板

実現

- ・ 鉄道や特定のエリア等の混雑軽減
- ・ 観光客の誘導と分散化
- ・ 地域の一体化
- ・ 歩く観光を推奨
- ・ 回遊性の確保



計画の変更（案）の概要

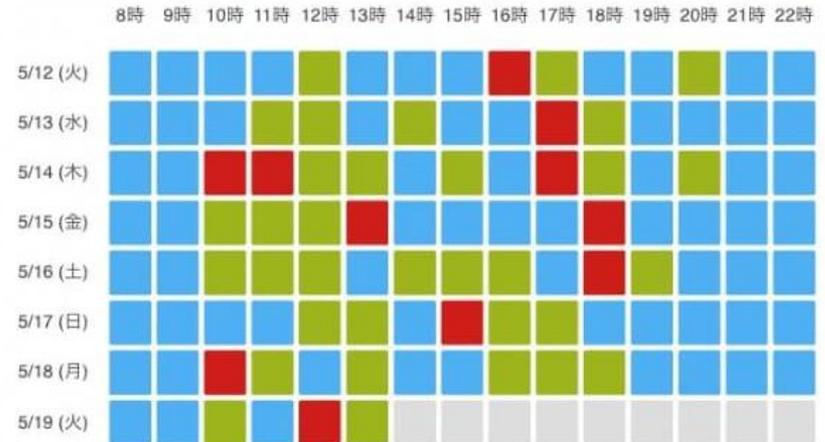
既存事業の一部見直し

観光案内板等整備事業

○事業内容の変更

- 案内板の新設等に加え、観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末等を活用した市内の主要な観光・文化施設等の混雑状況等の提供システムの構築と運用を図る。

[直近の状況] 通常程度の混み具合



●…通常より混雑 ●…通常程度 ●…いつもより空いている ●…不明

混雑マップのイメージ

実現

- 周遊観光の利便性向上につなげる
- 観光客の来訪時間や地域の分散化につなげる
- 鎌倉の歴史や文化財等に関する理解が深まる



計画の変更（案）の概要

既存事業の一部見直し

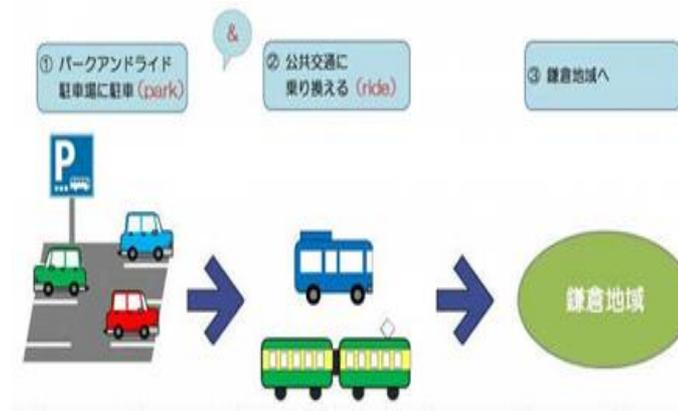
交通需要マネジメント事業

○事業名称の変更

「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」に変更

○事業内容の変更

- ・パークアンドライド等の自動車から公共交通への転換施策に加えて、ロードプライシングの実施によって、鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和を図る。
- ・併せて歩行者尊重道路における歩行者の安全対策を実施する。



パークアンドライド

鎌倉フリー環境手形

実現

- ・ 鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和
- ・ 歩行環境の改善
- ・ 市街地における良好な景観形成



計画の変更（案）の概要

既存事業の一部見直し

緑地維持管理事業

○事業名称の変更

「緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業」に変更

○事業内容の変更

市が所有する緑地の維持管理に加え、市が所有する緑地のうち、計画的な緑地の維持管理が必要な約61か所について、鎌倉市緑地維持管理計画（平成30年度策定）に基づき、施設の補修、更新や樹木の剪定、伐採等を行う。



危険木等の伐採の様子

緑地番号	緑地名	地域	緑地番号	緑地名	地域
3	津1号緑地	腰越地域	70	(仮称)胡桃が谷緑地	鎌倉地域
9	(仮称)梶原1号緑地	深沢地域	72	(仮称)岡本戸部緑地	玉縄地域
10	(仮称)梶原2号緑地	深沢地域	73	(仮称)扇が谷1号緑地	鎌倉地域
11	(仮称)梶原3号緑地	深沢地域	74	(仮称)扇が谷2号緑地	鎌倉地域
15	(仮称)常盤緑地	深沢地域	75	(仮称)扇が谷3号緑地	鎌倉地域
17	(仮称)今泉1号緑地	大船地域	76	(仮称)佐助1号緑地	鎌倉地域
18	(仮称)今泉2号緑地	大船地域	77	(仮称)佐助2号緑地	鎌倉地域
20	(仮称)今泉4号緑地	大船地域	82	(仮称)今泉8号緑地	大船地域
21	(仮称)今泉5号緑地	大船地域	83	(仮称)十二所1号緑地	鎌倉地域
22	(仮称)今泉6号緑地	大船地域	84	(仮称)観音山黙仙寺緑地	玉縄地域
24	(仮称)七里が浜1号緑地	腰越地域	86	(仮称)稲村が崎3号緑地	鎌倉地域
25	(仮称)津西1号緑地	腰越地域	87	(仮称)扇が谷4号緑地	鎌倉地域
26	(仮称)笛田1号緑地	深沢地域	88	(仮称)植木3号緑地	玉縄地域
27	(仮称)山崎1号緑地	深沢地域	91	(仮称)岡本内耕地緑地	玉縄地域
29	(仮称)植木1号緑地	玉縄地域	92	(仮称)等覚寺東光寺緑地	深沢地域
33	(仮称)梶原6号緑地	深沢地域	99	(仮称)手広1-3号緑地	深沢地域
35	(仮称)浄明寺緑地	鎌倉地域	100	(仮称)手広谷際緑地	深沢地域
38	(仮称)津西2号緑地	腰越地域	101	(仮称)二階堂4号緑地	鎌倉地域
39	(仮称)梶原7号緑地	深沢地域	103	雪ノ下1号緑地	鎌倉地域
40	(仮称)高野1号緑地	大船地域	105	(仮称)長谷1号緑地	鎌倉地域
44	(仮称)腰越2号緑地	腰越地域	106	(仮称)高野4号緑地	大船地域
50	(仮称)常盤山緑地	深沢地域	115	(仮称)材木座1号緑地	鎌倉地域
56	(仮称)稲村が崎1-1号緑地	鎌倉地域	117	(仮称)津西3号緑地	腰越地域
58	(仮称)稲村が崎2号緑地	鎌倉地域	118	(仮称)今泉9号	大船地域
60	(仮称)鎌倉山2号緑地	深沢地域	120	(仮称)玉縄城址緑地	玉縄地域
61	(仮称)笹目1号緑地	鎌倉地域	121	(仮称)鎌倉山3号緑地	深沢地域
62	(仮称)天神山緑地	深沢地域	122	(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区	深沢地域
63	(仮称)手広峯緑地	深沢地域	124	(仮称)岩瀬3号緑地	大船地域
64	(仮称)山ノ内明月谷緑地	大船地域	125	(仮称)長谷3号緑地	鎌倉地域
68	(仮称)笛田三反所緑地	深沢地域	126	(仮称)寺分4号緑地	深沢地域
69	(仮称)釈迦堂緑地	鎌倉地域			

維持管理の優先順位の高い61緑地一覧

実現

- ・市街地に広がる市所有の緑地を計画的かつ適切に管理
- ・緑と一体となった良好な市街地景観の保全につなげる



計画の変更（案）の概要

新規事業の追加

若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業

○新たに追加する事業の内容

- ・鶴岡八幡宮の参道・商店街である若宮大路、小町通りでは、建築物等の形態意匠の制限について明確な基準がない。
- ・「景観形成ガイドライン」を地元、行政、設計者が一体となって景観を作っていくための指針として、適切に運用していく。



若宮大路景観形成ガイドライン



小町通り景観形成ガイドライン



実現

地域の顔となる若宮大路、小町通りにおいて、
古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成



計画の変更（案）の概要

新規事業の追加

○新たに追加する事業の内容

- これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を下地に、地域特性を踏まえた制度として市独自条例を制定し、適切な運用を図る。

広告物等の制限

禁止物件/適用除外 ⇒ エリアマネジメント広告
(例・街路灯パナフレック)

- 地域の活力（財源確保）・価値創造につながるエリアマネジメント広告の基準等の設定

エリアマネジメント広告とは

財源確保のために公共空間（道路、公園、広場等）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を街路灯・防犯カメラ等の維持管理や地域活性化のためのイベント開催など、まちづくりの費用に充てるものです。



ガイドライン（市）
自主審査基準（商店会等）
を作成して運用

26

屋外広告物条例の制定・運用事業

条例骨子

令和3年（2021年）6月10日確定

<p>課題1 市民・NPO・事業者等との共創による持続的な景観形成</p>	<p>方針1 地域の活力・価値創造につながる景観形成の推進</p>	<p>緩和</p> <p>検討Ⅰ 地域の活力・価値創造につながるエリアマネジメント広告の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商店会・町内会等の地元組織による良好な景観形成のためのエリアマネジメント活動の推進 ●景観整備のための財源確保に係るエリアマネジメント広告の基準等の設定
<p>課題2 法的実効性の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制強化と緩和による景観誘導 ○既存景観施策での指導の実効性の担保 ○美観に合わない許可基準の修正 	<p>方針2 既存景観施策と整合した市独自条例制定</p>	<p>緩和</p> <p>検討Ⅱ 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観計画の配慮事項（色彩・素材等）の遵守規定を市条例に明記 ●屋上広告物、自家用外広告物、電光・点滅表示装置基準等の設定 ●車体ラッピング技術向上を踏まえた車体広告基準等の設定 ●ネオン・LED照明を用いた夜間広告物設置に係る定額基準等の設定 ●のぼり旗の風立・大型化に対応した基準の設定 <p>+</p> <p>強化</p> <p>検討Ⅲ 地域・スポット課題に対する独自基準の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実態に合った許可地域の設定、地域特性・まちづくりの方向性に合わせた特定地区指定 ●地域のインフォーマル（強黙）ルールを市条例に明記（例・若宮大路の屋上広告物禁止） ●禁止地域の緩和（一部を県条例の禁止地域から除外、検討Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅵと連動） ●禁止物件の緩和（検討Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅵと連動） ●地域の活性化と連動した投影広告物、電光表示装置の許可基準等の設定 ●市民等が景観形成に寄与する独自ルールを作成した場合の許可基準の緩和・強化 <p>検討Ⅳ 景観等に配慮した優良広告物誘導施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観づくり賞を活用した表彰制度の検討 ●景観に配慮された切り文字等を用いた場合の縦面利用広告物の高さ規制緩和
<p>課題3 災害・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○違反未申請・既存不適格広告物の適正管理 ○違反屋外広告物の取り締り強化 	<p>方針3 災害に強い安心安全な都市空間形成の推進</p>	<p>強化</p> <p>検討Ⅴ 安全性担保の強化及び既存不適格広告物の適合理化促進の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●許可時の点検の義務付けと点検資格の見直し、点検報告項目の拡大 ●不適格広告物の適合理化への指導、違反広告物に対する罰則規定の見直し <p>検討Ⅵ 禁止地域・禁止物件への表示及び路上障害物（屋外広告物等）の取り締まり強化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道水路管理課、観光課、商工課、警察との連携強化、除却キャンペーンの実施 ●違反屋外広告物除却協力員の制度を市条例に明記 ●違反した広告物等の保管・売却手続きの整備 ●造料・民有公費の検討
<p>課題4 市の財源確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な都市経営を支える財源確保 	<p>方針4 屋外広告物規制の弾力的な運用</p>	<p>緩和</p> <p>検討Ⅶ 広告付き公共サイン（案内図・掲示板・施設等）の活用検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の魅力向上・活性化に資する広告付き公共サインについて、禁止物件・禁止地域の一部を適用除外（車両広告、観光案内板、バス停上屋、機楽、造路占有許可基準の緩和

令和3年1月鎌倉市屋外広告物条例骨子(案)の意見公募実施
令和3年8月鎌倉市屋外広告物条例(案)の意見公募実施

鎌倉市屋外広告物条例（案）概要

実現

- 地域特性を踏まえた屋外広告物の規制・誘導
- 古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成
- まちの活性化



計画の変更（案）の概要

新規事業の追加

博物館等運営事業・市内歴史・文化施設の連携事業

○新たに追加する事業の内容

- ・ 鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の連携による運営を強化し、市内に多く在る文化財を効果的に公開・活用する。
- ・ また、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む。



鎌倉国宝館の文化財の公開



ギャラリートーク・甲冑着装体験の様子
歴史文化交流館の文化財の公開

実現

- ・ 市内の歴史・文化施設の連携の強化
- ・ 鎌倉の歴史文化に触れ、体験する場の充実
- ・ 多くの人々が鎌倉の歴史的遺産等と共生するまちの魅力を感じる
- ・ 歴史的風致の維持向上の啓発



計画の変更（案）の概要

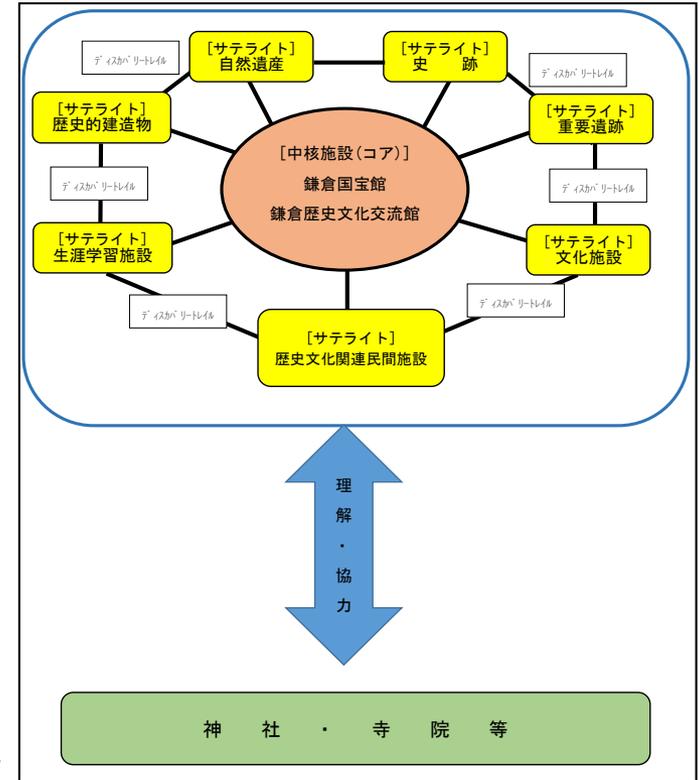
新規事業の追加

鎌倉市にふさわしい博物館事業

○新たに追加する事業の内容

- ・ 令和2年（2020年）6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を基に、同基本計画等策定と事業の推進を図る。
- ・ 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の「エコミュージアムの構築」の考え方は、歴史まちづくりの推進にとっても有用であり、歴史的風致維持向上計画との関係性等について検討を行っていく。

【鎌倉のエコミュージアム構築のイメージ】



実現

- ・ 鎌倉の文化財を研究し、保存活用するコア施設の1つとなる文化財の保存機能を備えた収蔵庫を設置
- ・ エコミュージアムを構築
- ・ 地域の魅力を高める歴史まちづくり



計画の変更（案）の概要

既存事業のうち優先性の高い事業を重点化し推進

歴史的風致形成建造物保存整備事業

○優先性の高い事業の内容

- ・重点区域内にある歴史的風致形成建造物について、**保存活用**に必要な耐震改修や修繕等を行う。
- ・**官民連携**による利活用を推進する。



扇湖山荘



旧華頂宮邸



鎌倉文学館（旧前田家別邸）



御成小学校旧講堂



旧諸戸邸
（旧長谷子ども会館）

実現

- ・良好なまち並み景観の形成
- ・鎌倉の歴史の周知につなげる
- ・探訪施設を訪ねる周遊観光につなげる



計画の変更（案）の概要

既存事業のうち優先性の高い事業を重点化し推進

史跡環境整備事業

○優先性の高い事業の内容

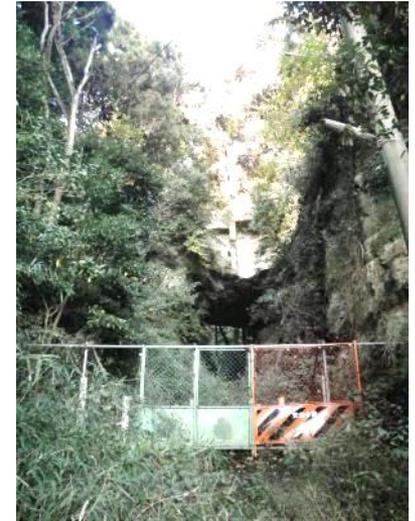
- ・市内に点在する国指定の史跡について適切な保存管理と公開活用を行うため、防災工事、危険木の伐採、歩行路の確保、史跡説明板等の設置などを行う。



史跡説明板整備



大町釈迦堂口遺跡



実現

- ・良好な形で史跡を保存する
- ・鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につなげる
- ・来訪者が史跡内を安全で快適に散策できる環境をつくる



今後のスケジュールについて



意見公募（パブリックコメント）の実施概要

◆意見の公募期間

令和3年（2021年）10月18日（月）～令和3年（2021年）11月16日（火）**※必着**

◆周知・資料配布場所

- 広報かまくら（10月1日号）
- 市ホームページ
- YouTube（動画）配信
- 市役所、支所（4カ所）、図書館（5カ所）、鎌倉生涯学習センター

◆意見の提出方法・提出先

電子メール・郵便・窓口（直接、下記の課へ）のいずれか

- 電子メール keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
- ファックス 0467-23-8700
- 郵便・持参 〒248-8686鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市都市景観部都市景観課
(本庁舎3階)

詳細はこちら ▶▶▶

鎌倉市歴史的風致維持向上計画
はこちらから



パソコンからは
市ホームページから
「歴まち パブコメ」
で検索

